

新公審査答申（個）第68号  
令和6年1月19日

新潟市長 様

新潟市公文書公開等審査会  
会長 菊池 弘之

審査請求に関する諮問について（答申）

令和元年12月26日付け、新行経第481号で諮問のあった件について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

新潟市病院事業管理者（以下「実施機関」という。）が、令和元年7月1日付け新病管第864号の2により行った開示決定は、これを取り消すべきである。

第2 審査請求の経過

1 個人情報の開示請求

令和元年6月17日、審査請求人は、新潟市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第13条第1項の規定により、実施機関に対し、市民病院が市立病院であることを示すもの（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 実施機関の決定

令和元年7月1日、実施機関は、新潟市病院事業の設置等に関する条例（以下「設置条例」の写し（以下「本件対象保有個人情報」という。）を本件請求保有個人情報と特定し、開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和元年7月10日、審査請求人は、本件決定を不服として審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

令和元年12月26日、新潟市長は、条例第27条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問した。

第3 審査請求人の主張

審査請求人が審査請求書、反論書及び口頭意見陳述聴取結果記録書において主張

する内容は、おおむね以下のとおりである。

開示したものは、「設置条例」である。これは「設置等に関する」もので、「市立病院」であれば、「市立病院」と記載されているものを示さなければならない。

請求しているものは、新潟市民病院が市立病院であることを示したもので、それを開示してほしい。「設置に関する」以外に「運営に関する」規定が必要ではないのか。「市立病院」と主張するのであれば、それを示したものを開示すべきである。

弁明書には、「読み取れる場合も含まれる」としている。しかし、審査請求書には「市立病院と主張するのであれば、市立病院と記載されているものを示さなければならない」と記載している。条例から「市立病院」と読み取ることができないから、市立病院であるとするのならば、その根拠を示すように、開示請求している。

なお、審査請求人は、上記以外にも本件審査請求とは直接関係のない主張もしているが、当審査会の判断を左右するものではないため取り上げない。

#### 第4 実施機関の主張

実施機関が弁明書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

開示の対象については、個人情報開示請求書では「・・・を示すもの」とされていたのであるから、直接的表現のほか、そのことが読み取れる場合も含まれると考えるのが妥当である。法令等には「市立病院」という直接的表現は見られないことから、個人情報開示請求に応ずるためには、そのことが読み取れる資料を開示する必要がある。請求人が「市立病院」としているのは、新潟市が設立し、経営していることを指すと考えられる。このうち新潟市が市民病院を「設立」したものであることについては、地方公営企業法第4条が、「地方公共団体は、地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項は、条例で定めなければならない」としており、これを受けて、新潟市病院事業の設置等に関する条例第1条第1項で「次に掲げる病院の病院事業を設置する」としていることから読み取ることができる。一方、新潟市が新潟市民病院を「経営」するものであることについては、地方公営企業法第2条第3項が「地方公共団体は・・・その経営する企業に、この法律の規定の全部又は一部を適用することができる」とし、これを受けて、新潟市病院事業の設置等に関する条例第3条が新潟市の病院事業に「地方公営企業法・・・の規定を適用する。」としていること、及び地方公営企業法第4条の規定を受けて、新潟市病院事業の設置等に関する条例の第2条で経営の基本を定めていることから、読み取ることができる。また、これらは法律及び条例の規定であることから、請求人が審査請求書で求めているように「根拠」としての性格も備えている。

#### 第5 審査会の判断

##### 1 本件審査請求について

(1) 本件請求は個人情報開示請求として行われたところ、本件請求の内容を確認すると、実施機関が保有する自己に係る個人情報ではなく、実施機関が保有する公文書の公開を求めていると解される。

また、実施機関は、設置条例を本件決定として開示しているが、その設置条例には、個人情報の記載がないことが確認できた。

(2) そのため、当審査会は、本件請求及び本件決定について実施機関に確認したところ、本件請求に対し補正を求めたが、審査請求人は受け入れる状況ではなく、やむなく受理したとのことであった。

しかし、本件請求の内容を、個人情報開示請求によって請求することは、条例の趣旨から適当ではないといえる。

(3) したがって、本件請求は条例に基づいた請求とはいえ、実施機関が行った本件決定も適当ではないと認められる。

2 以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

## 第6 審査会の開催経過

当審査会の開催経過の概要は、次のとおりである。

年 月 日	内容
令和元年12月26日	実施機関の諮問書を受理
令和5年11月28日	審査会開催（第1回）
令和6年 1月15日	審査会開催（第2回）

(第3部会)

委員 菊池弘之、 委員 杵渕栄治、 委員 櫻井香子